【様式第1号】

貸借対照表

（平成30年3月31日現在）

会計：全体会計　　（単位：千円）

科目名	金額	科目名	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	47,024,782	固定負債	15,299,920
有形固定資産	40,441,531	地方債等	12,154,067
事業用資産	15,143,832	長期未払金	6,806
土地	6,091,342	退職手当引当金	1,258,012
立木竹	－	損失補償等引当金	－
建物	24,648,921	その他	1,881,034
建物減価償却累計額	△ 16,237,450	流動負債	1,349,376
工作物	3,568,710	1年内償還予定地方債等	980,355
工作物減価償却累計額	△ 2,984,837	未払金	142,372
船舶	－	未払費用	－
船舶減価償却累計額	－	前受金	－
浮標等	－	前受収益	－
浮標等減価償却累計額	－	賞与等引当金	145,748
航空機	－	預り金	71,492
航空機減価償却累計額	－	その他	9,408
その他	13,612	負債合計	16,649,295
その他減価償却累計額	△ 4,067	【純資産の部】	
建設仮勘定	47,601	固定資産等形成分	52,454,025
インフラ資産	24,973,523	余剰分（不足分）	△ 13,940,820
土地	3,238,620	他団体出資等分	－
建物	378,290		
建物減価償却累計額	△ 214,727		
工作物	47,014,032		
工作物減価償却累計額	△ 25,881,838		
その他	752,816		
その他減価償却累計額	△ 495,595		
建設仮勘定	181,926		
物品	1,653,141		
物品減価償却累計額	△ 1,328,965		
無形固定資産	10,971		
ソフトウェア	10,621		
その他	350		
投資その他の資産	6,572,280		
投資及び出資金	2,475,758		
有価証券	2,441,383		
出資金	34,376		
その他	－		
長期延滞債権	160,507		
長期貸付金	306		
基金	3,938,564		
減債基金	－		
その他	3,938,564		
その他	－		
徴収不能引当金	△ 2,856		
流動資産	8,137,719		
現金預金	2,354,288		
未収金	346,744		
短期貸付金	19,567		
基金	5,409,676		
財政調整基金	4,360,331		
減債基金	1,049,345		
棚卸資産	10,236		
その他	－		
徴収不能引当金	△ 2,792		
繰延資産	－	純資産合計	38,513,205
資産合計	55,162,501	負債及び純資産合計	55,162,501

【様式第2号】

行政コスト計算書

自　平成29年4月1日
至　平成30年3月31日

会計：全体会計　　（単位：千円）

科目名	金額
経常費用	12,621,453
業務費用	6,463,743
人件費	2,715,219
職員給与費	1,527,975
賞与等引当金繰入額	234,823
退職手当引当金繰入額	73,044
その他	879,377
物件費等	3,560,088
物件費	1,701,851
維持補修費	316,408
減価償却費	1,540,901
その他	927
その他の業務費用	188,436
支払利息	88,076
徴収不能引当金繰入額	2,969
その他	97,391
移転費用	6,157,711
補助金等	1,995,472
社会保障給付	3,631,617
その他	2,106
経常収益	2,517,805
使用料及び手数料	2,032,239
その他	485,566
純経常行政コスト	10,103,648
臨時損失	41,104
災害復旧事業費	37,439
資産除売却損	3,665
損失補償等引当金繰入額	－
その他	－
臨時利益	147,507
資産売却益	118,468
その他	29,039
純行政コスト	9,997,245

【様式第3号】

純資産変動計算書

自　平成29年4月1日
至　平成30年3月31日

会計：全体会計　　（単位：千円）

科目名	合計	固定資産等形成分	余剰分(不足分)	他団体出資等分
前年度末純資産残高	38,097,990	52,059,164	△ 13,961,174	－
純行政コスト（△）	△ 9,997,245		△ 9,997,245	－
財源	10,149,935		10,149,935	－
税収等	7,670,045		7,670,045	－
国県等補助金	2,479,891		2,479,891	－
本年度差額	152,690		152,690	－
固定資産等の変動（内部変動）		132,336	△ 132,336	
有形固定資産等の増加		1,423,469	△ 1,481,542	
有形固定資産等の減少		△ 1,608,262	1,608,262	
貸付金・基金等の増加		1,721,631	△ 1,663,558	
貸付金・基金等の減少		△ 1,404,502	1,404,502	
資産評価差額	△ 95	△ 95		
無償所管換等	17,720	17,720		
他団体出資等分の増加			－	－
他団体出資等分の減少			－	－
比例連結割合変更に伴う差額	－	－	－	－
その他	244,900	244,900	－	
本年度純資産変動額	415,215	394,862	20,354	－
本年度末純資産残高	38,513,205	52,454,025	△ 13,940,820	－

【様式第4号】

資金収支計算書

自　平成29年4月1日
至　平成30年3月31日

会計：全体会計　　（単位：千円）

科目名	金額
【業務活動収支】	
業務支出	11,085,402
業務費用支出	4,927,691
人件費支出	2,727,470
物件費等支出	2,024,523
支払利息支出	88,076
その他の支出	87,622
移転費用支出	6,157,711
補助金等支出	1,995,472
社会保障給付支出	3,631,617
その他の支出	2,106
業務収入	11,815,715
税収等収入	7,269,700
国県等補助金収入	2,085,344
使用料及び手数料収入	2,106,023
その他の収入	354,648
臨時支出	37,439
災害復旧事業費支出	37,439
その他の支出	－
臨時収入	35,567
業務活動収支	728,442
【投資活動収支】	
投資活動支出	3,096,409
公共施設等整備費支出	1,439,520
基金積立金支出	1,387,930
投資及び出資金支出	249,959
貸付金支出	19,000
その他の支出	－
投資活動収入	2,174,091
国県等補助金収入	307,005
基金取崩収入	1,362,998
貸付金元金回収収入	21,994
資産売却収入	418,245
その他の収入	63,849
投資活動収支	△ 922,318
【財務活動収支】	
財務活動支出	836,832
地方債等償還支出	836,832
その他の支出	－
財務活動収入	1,460,514
地方債等発行収入	1,362,041
その他の収入	98,473
財務活動収支	623,682
本年度資金収支額	429,805
前年度末資金残高	1,852,990
比例連結割合変更に伴う差額	－
本年度末資金残高	2,282,795

前年度末歳計外現金残高	46,369
本年度歳計外現金増減額	25,124
本年度末歳計外現金残高	71,492
本年度末現金預金残高	2,354,288

全体財務書類に係る注記

Ⅰ．重要な会計方針

１．有形固定資産等の評価基準及び評価方法

①有形固定資産

取得原価によっていますが、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア　取得原価が判明しているもの……取得原価

イ　取得原価が不明なもの……再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地並びに公園、防火水槽、ため池、下水系の排水機場については、備忘価額１円としています。

②無形固定資産

取得原価によっています。

なお、地方公営企業法等が適用される会計については、地方公営企業会計基準等によっています。

２．有価証券等の評価基準及び評価方法

①満期保有目的有価証券

償却原価法によっています。

②満期保有目的以外の有価証券

市場価格のあるものについては、年度末日の市場価格に基づく時価法によっています。市場価格のないものについては、取得原価によっています。

３．有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産（事業用資産、インフラ資産、物品）

定額法を採用しています。

②無形固定資産

定額法を採用しています。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産に適用する減価償却法と同一の方法によっています。

４．棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別原価法によっています。

５．引当金の計上基準及び算定方法

①徴収不能引当金

病院事業及び水道事業の会計については、過去３年間の平均不納欠損率により、それ以外の会計については、過去５年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

②賞与等引当金

翌年度６月支給予定の期末・勤勉手当とそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

③退職手当引当金

本年度末に特別職を含む全職員（本年度末退職者を除く。）が普通退職した場合の退職手当を簡便法（勤続年数ごとに〔職員数×平均俸給月額×退職手当支給率〕を算定し合算する。）により算定しています。ただし、一般会計については、これにより算定した額から〔退職手当組合への負担金累計額－退職手当支給総額〕を減じた額により算定しています。

また、地方公営企業法が適用される会計については、本年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上しています。

６．リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借り主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

７．資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いを含む。）を資金の範囲としています。

８．消費税等の会計処理

病院事業、介護老人保健施設事業、水道事業の会計については税抜方式、それ以外の会計については税込方式としています。

９．財務書類の表示金額単位

記載金額は、原則として千円未満を四捨五入して表示しているため、合計が一致しない場合があります。

Ⅱ．重要な会計方針の変更

重要な会計方針の変更はありません。

Ⅲ．重要な後発事象

平成 29 年度末に農業集落排水事業特別会計を公共下水道事業特別会計に統合し、平成 30 年度から公共下水道事業特別会計に公営企業法を適用しました。よって、平成 30 年度決算分からは、法適用後の下水道事業会計も全体会計の対象となります。

また、平成 30 年 7 月 6 日に発生した西日本豪雨災害により甚大な被害が発生したため、平成 30 年度には臨時損失として建物、工作物等の滅失、原状回復費用等、その他復旧等に係る費用等が発生する見込みです。

Ⅳ．偶発債務

該当する事象はありません。

Ⅴ．追加情報の注記

財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項は、次のとおりです。

１．対象となる会計の範囲

全体財務書類の対象としている会計は、次のとおりです。

一般会計
国民健康保険特別会計
介護保険特別会計（保険事業勘定及びサービス事業勘定）
後期高齢者医療特別会計
住宅新築資金等貸付事業特別会計
地域開発事業特別会計
病院事業会計
介護老人保健施設事業会計
水道事業会計

なお、地方公営企業法の財務規定等が適用されていない地方公営企業会計のうち、当該規定等の適用に向けた作業に着手しているもの（平成 29 年度までに着手し、かつ、集中取組期間内に当該規定等を適用するもの）については、全体財務書類の対象外としています。

全体財務書類の対象外としている会計

下水道事業特別会計
農業集落排水事業特別会計

また、全体財務書類については、対象となる会計間における繰出金等の収入・支出を相殺した後に合算し、純計により作成しています。

２．出納整理期間について

地方自治法第 235 条の 5 の規定により出納整理期間が設けられている会計については、当会計年度に係る出納整理期間における現金の受払い等を終了したあとの計数をもって会計年度末の計数としています。また、企業会計方式を採用している会計において、一般会計等の出納整理期間が設けられている会計に対する未収金・未払金等として計上しているもののうち、出納整理期間中に支払われたものがある場合は、これらを現金決済したものとして調整することとします。

３．利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

304,735 千円

４．繰越事業に係る将来の支出予定額

繰越明許費　　155,922 千円

５．減債基金に係る積立不足の有無等

積立不足はありません。

６．行政コスト計算書と損益計算書について

補助金収入の計上方法等について、地方公会計における統一的な基準と企業会計における会計処理基準では考え方が異なるため、行政コスト計算書と発生主義会計の特別会計が作成する損益計算書の数値は一致しません。

７．売却可能資産

売却可能資産は、計画等で売却の方向性が示されている資産及び財産収入として予算措置がされている公共資産とします。

売却可能資産額（平成 30 年 3 月 31 日現在）　　0 千円

８．純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）

固定資産等形成分は、資産形成のために充当した資源が蓄積されたもので、原則として固定資産等の形態で保有されています。（貸借対照表では、固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。）

余剰分（不足分）は、費消可能な資源が蓄積されたもので、原則として金銭の形で保有されています。（貸借対照表では、純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。）

９．一時借入金

資金収支計算書には一時借入金の増減額は含まれていません。なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

①一時借入金の限度額　　1,331,000 千円

②一時借入金にかかる利子額　　2 千円

10．重要な非資金取引（資金収支計算書に計上されないもの）

（主なもの）

減価償却費	1,540,901 千円
地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金積立額	244,900 千円
賞与引当金繰入額	234,823 千円
徴収不能引当金繰入額	2,969 千円